桝水原宿舎事業（平成三年七月環境庁告示第三十四号により公示）の変更
変更後の公園事業の名称及び種類　区域　鳥取県西伯郡伯耆町（桝水高原集団施設地区）
桝水高原宿舎
桝水原休憩所事業（平成三年七月環境庁告示第三十四号により公示）の変更
変更後の公園事業の名称及び種類　区域　鳥取県西伯郡伯耆町（桝水高原集団施設地区）
桝水高原休憩所
桝水原野営場事業（平成三年七月環境庁告示第三十四号により公示）の変更
変更後の公園事業の名称及び種類　区域　鳥取県西伯郡伯耆町（桝水高原集団施設地区）
桝水高原野営場
桝水原スキー場事業（昭和六十年九月環境庁告示第四十二号により公示）の変更
変更後の公園事業の名称及び種類　区域　鳥取県西伯郡伯耆町（桝水高原集団施設地区）
桝水高原スキー場
桝水原駐車場事業（平成三年七月環境庁告示第三十四号により公示）の変更
変更後の公園事業の名称及び種類　区域　鳥取県西伯郡伯耆町（桝水高原集団施設地区）
桝水高原駐車場
桝水原索道運送施設事業（平成五年七月環境庁告示第六十二号により公示）の変更
変更後の公園事業の名称及び種類　路線　起点―鳥取県西伯郡伯耆町（桝水高原集団施設地区）　終点―鳥取県西伯郡伯耆町（桝水高原集団施設地区）
桝水高原索道運送施設
桝水原給水施設事業（平成三年七月環境庁告示第三十四号により公示）の変更
変更後の公園事業の名称及び種類　区域　鳥取県西伯郡伯耆町（桝水高原集団施設地区）
桝水高原給水施設
桝水原御机線道路（車道）事業（昭和五十二年十二月環境庁告示第百八号により公示）の変更
変更後の公園事業の名称及び種類　路線　起点―鳥取県西伯郡伯耆町（桝水高原・車道合流点）　終点―鳥取県日野郡江府町（御机・国立公園境界）
桝水高原御机線道路（車道）
国賀浜イザナギ浜線道路（歩道）事業（昭和五十六年七月環境庁告示第六十六号により公示）の変更
変更後の公園事業の名称及び種類　路線　起点―島根県隠岐郡西ノ島町（国賀浜）　終点―島根県隠岐郡西ノ島町（船越・国立公園境界）
国賀浜船越線道路（歩道）

○東北地方整備局告示第八十一号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定により、都市計画事業の事業計画の変更を認可したので、同条第二項の規定において準用する同法第六十二条第一項の規定に基づき、次のとおり告示する。

令和七年十月二十八日

東北地方整備局長　西村　拓

一　施行者の名称　宮城県
二　都市計画事業の種類及び名称　昭和四十八年建設省告示第七百九十六号仙塩広域都市計画下水道事業仙塩流域下水道
三　事業施行期間　自昭和四十八年三月三十一日至令和十八年三月三十一日
四　事業地
収用の部分　変更なし
使用の部分　変更なし

○北海道開発局告示第八十八号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

令和七年十月二十八日

北海道開発局長　遠藤　達哉

その関係図面は、令和七年十月二十八日から二週間一般の縦覧に供する。

(一)　道路の種類　一般国道
(二)　路線名　二百七十六号
(三)　道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員延長
千歳市美笛国有林石狩空知森林計画区石狩森林管理署六〇七〇林班ち小班から同市美笛国有林石狩空知森林計画区石狩森林管理署六〇七〇林班ロ小班	前	七〇・〇七～九二・八八メートル
	後	七〇・〇七～一八六・六四　〇・〇七九キロメートル

(四)　図面縦覧場所　北海道開発局及び同局札幌開発建設部

○北海道開発局告示第八十九号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、令和七年十月二十八日から二週間一般の縦覧に供する。

令和七年十月二十八日

北海道開発局長　遠藤　達哉

路線名	供用開始の区間	図面縦覧場所
三百九十一号	北海道川上郡標茶町字ウライヤ三五番から同町字塘路三番五地先まで	北海道開発局及び同局釧路開発建設部

供用開始の期日　令和七年十月二十八日

○北海道開発局告示第九十号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、令和七年十月二十八日から二週間一般の縦覧に供する。

令和七年十月二十八日

北海道開発局長　遠藤　達哉

路線名	供用開始の区間	図面縦覧場所
二百四十二号	北海道足寄郡陸別町字陸別原野分線五番三地内	北海道開発局及び同局帯広開発建設部

供用開始の期日　令和七年十月二十八日

国会事項

衆議院

衆議院事務局事務分掌規程の一部を改正する規程

衆議院事務局事務分掌規程の一部を改正する規程は、十月二十四日次のとおり決定した。

衆議院事務局事務分掌規程の一部を改正する規程

衆議院事務局事務分掌規程（昭和二十三年庁訓第六号）の一部を次のように改正する。

第十一条第十九項中「東日本大震災復興・防災・災害対策に関する特別委員会」を「災害対策特別委員会」に改める。

附　則

この規程は、令和七年十月二十四日から施行する。

常任委員長補欠選任

十月二十四日議院において、次のとおり各常任委員長を補欠選任した。

内閣委員長　山下　貴司
外務委員長　國場幸之助
文部科学委員長　斎藤　洋明
厚生労働委員長　大串　正樹
農林水産委員長　藤井比早之
経済産業委員長　工藤　彰三
国土交通委員長　冨樫　博之

常任委員長辞任

十月二十四日議院において、次の各常任委員長の辞任を許可した。

内閣委員長　大岡　敏孝
厚生労働委員長　藤丸　敏